

議案第52号

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤務時間等について所要の改正を行うとともに、職員の健康保持の推進及び職業生活と家庭生活との両立支援の観点から一定の時間を超える時間外勤務を命じられた職員に休息の機会を与えるため、時間外勤務代休時間制度を導入する等の必要があるによる。

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(日給者その他これに類する者にあつては1日につき8時間)」を削る。

第3条の2第2項中「にある勤務日」の次に「(第5条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間が指定された勤務日及び休日を除く。)」を加える。

第5条を次のように改める。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第5条 任命権者は、人事委員会(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長)の許可を受けて、職員に正規の勤務時間以外の時間において設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務を命じることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に正規の勤務時間以外の時間において前項に規定する勤務以外の勤務を命じることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める。

第5条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第5条の2 任命権者は、福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)第15条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、別に定める期間内にある勤務日等(勤務日及び第3条第8項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。)のうち休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により指定された時間外勤務代休時間は、任命権者が特に勤務することを命じる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第7条第2項ただし書中「、病気休暇のうち、病気休暇となる事由の区分に応じて別表第1に掲げる期間以外の期間については、無給の休暇とし」及び「(昭和26年福岡市条例第18号)」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

職員は、4月1日から翌年の3月31日までの間に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数の年次有給休暇(以下「年次休暇」という。)をとることができる。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員等」という。))にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で、人事委員会の承認を得て任命権者が定める日数)
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年度中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの その年度の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で、人事委員会の承認を得て任命権者が定める日数
- (3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員その他人事委員会の承認を得て任命権者が定める者(以下「企業職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他人事委員会の承認を得て任命権者が定める職員 企業職員等としての

在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、人事委員会の承認を得て任命権者が定める日数

第9条第7号を次のように改める。

- (7) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの間において連続する5日を超えない範囲内で必要な期間）。

第9条第10号中「別表第2」を「別表」に改める。

第11条中「その必要と認める期間」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病の場合 その療養に必要と認める期間
- (2) その他の負傷又は疾病の場合 4月1日から翌年の3月31日までの間に90日（短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し90日を超えない範囲内で人事委員会の承認を得て任命権者が定める期間）の範囲内においてその療養に必要と認める期間。ただし、職員が前年度から引き続いてこの号に掲げる事由による病気休暇をとつた場合は、その引き続いた期間は、前年度の病気休暇の期間に通算する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する病気休暇の期間には、第3条の規定による勤務を要しない日、休日、代休日その他の勤務しない日を含むものとする。

第12条を次のように改める。

（会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等）

第12条 第3条から前条までの規定にかかわらず、任命権者は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員その他特別の事由によりこの条例の規定により難しい職員の勤務時間、休暇等について、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て別段の定めをすることができる。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第2条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号本文中「代休日」の次に「，同条例第5条の2に規定する時間外勤務代休時間」を加え，同号ただし書中「代休日」の次に「並びに時間外勤務代休時間」を加え，「命ぜられた」を「命じられた」に改める。

附 則

この条例は，次の各号に掲げる区分に従い，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第7条第2項，第8条第1項，第9条第7号及び第10号並びに第11条の改正規定並びに別表第1を削り，別表第2を別表とする改正規定 公布の日
- (2) 第1条中福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第3条の2第2項及び第5条の改正規定，第5条の次に1条を加える改正規定並びに第2条の規定 平成31年4月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成32年4月1日